

## 獨協医科大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範

令和3年10月1日制定

獨協医科大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を担保し、本学の学術研究に対する社会からの信頼の確保及び公的研究費の適正な運営・管理を推進するため、次のとおり行動規範を定める。

本学の研究者、事務職員等の公的研究費の運営・管理に関わる全ての者（以下「構成員」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 構成員は、公的研究費の原資が国民の税金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 構成員は、公的研究費の使用に当たり、法令や関係規則・ルールを遵守するとともに、説明責任を果たすべく行動しなければならない。
- 3 構成員は、個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、大学による管理が必要であることを認識して行動しなければならない。
- 4 構成員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保し、効率的な研究推進を目指す立場にあるとの認識に立って業務を遂行しなければならない。
- 5 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 6 構成員は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑念や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 7 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

### 附 則

- 1 この規範は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 獨協医科大学事務職員行動規範（平成19年11月1日制定）は、廃止する。